

農業委員会第3回総会議事録

1. 日 時 令和5年9月14日(木) 午前9時30分～午前10時50分

2. 場 所 鈴鹿市役所 本館12階 1203会議室

3. 出席委員(19人)

会長 鈴木 秀	会長職務代理者 森田 昭則	
1番 前田 和幸	2番 間崎 孝至	3番 桐生 五郎
4番 渥美 利男	5番 打田 光橋	6番 浦川 広巳
7番 山中 進	8番 阪田 泰久	9番 市川 正之
10番 渡部 正一	12番 平子 伸	13番 稲田 利幹
14番 上田 みね子	15番 豊田 栄美子	16番 大野 久美子
17番 小林 登志樹	19番 鈴木 啓之	

4. 事務局

農業委員会事務局 伊與田次長, 坂総務GL, 小林農地GL, 吉村
農林水産課 岡農政GL, 久次米, 藤田

5. 議事

第1 第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請について(所有権)
第2号議案	農地法第3条の規定による許可申請について(貸借権)
第3号議案	農地法第4条の規定による許可申請について
第4号議案	農地法第5条の規定による許可申請について(所有権)
第5号議案	農地法第5条の規定による許可申請について(貸借権)
第6号議案	農用地利用集積計画について
第7号議案	農用地利用集積計画訂正の承認について
報告事項1号	農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告事項 2 号 使用貸借契約の解約について

報告事項 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（相続等届出）

報告事項 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について

報告事項 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（所有権）

報告事項 6 号 農地法第 5 条の規定による届出について（貸借権）

報告事項 7 号 農地の転用事実に関する照会について（法務局）

報告事項 8 号 非農地証明願いについて

報告事項 9 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

報告事項 10 号 時効取得による移転について

報告事項 11 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

第 2 農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取について

6. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第 3 回総会を開会いたします。開会にあたりまして鈴木会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

鈴木会長、ありがとうございました。前回の総会で、各議案の採決の方法に関する質問がありました。事務局で他市の状況等を確認した結果、鈴鹿市と同様、議長が確認する方法と挙手による採決が半数ずつでございました。このことを踏まえ、会長、職務代理者と検討した結果、議案数も多いことから、従来どおり、意見、異議がないかお聞きした後で、議長（会長）が、「全員賛成でよろしいか。」と確認することに、変更させていただきまますので、よろしく願いいたします。

それでは、今後の議事進行につきまして、鈴木会長にお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

それでは、お手元の事項書に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第3回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号第6番浦川広巳様、議席番号7番山中進様にお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

議案書1ページ、及び別表の「農地法第3条の借受・譲受人の農業経営の状況」をご覧ください。

1の55番は国府地区、申請地は平野町1814番外1筆、いずれの登記地目・現況地目とも畑、面積は合計628㎡です。取得後は野菜や果樹を栽培するとの申請です。なお、新規営農者及び高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。なお、譲受人の農作業暦、労働力、通作距離、従事日数、保有農機具の状況は別表のとおりです。番号ごとに記載しておりますので都度ご参照ください。

続きまして、1の76番は国府地区、申請地は住吉三丁目6369番1外1筆、いずれの登記地目・現況地目とも畑、面積は合計120㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、3の62番は加佐登地区、申請地は加佐登三丁目2332番1外1筆、いずれの登記地目・現況地目とも畑、面積は合計294㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、7の72番は稲生地区、申請地は稲生町8200番4、登記地目・現況地目とも田、面積は135㎡です。取得後は水稻、野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、7の73番は稲生地区、申請地は稲生町8216番2、登記地目は田、現況地目は畑、面積は135㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、7の74番は稲生地区、申請地は稲生町5814番外1筆、いずれの登記地目・現況地目とも田、面積は2,243㎡です。取得後は野菜、果樹を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、8の70番は飯野地区、申請地は西條町676番1、登記地目は田、現況

地目は畑，面積は401㎡です。取得後は野菜，果樹を栽培するとの申請です。なお，新規営農者面接の対象者ですが，地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

議案書ページ変わりました2ページでございます。9の51番は河曲地区，申請地は国分町1425番1外2筆，いずれの登記地目・現況地目とも畑，面積は合計1,775㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして，9の67番は河曲地区，申請地は竹野町271番，登記地目・現況地目とも田，面積は2,497㎡です。取得後は水稻，野菜を栽培するとの申請です。

続きまして，9の68番は河曲地区，申請地は野辺町622番，登記地目・現況地目とも田，面積は2,997㎡です。取得後は水稻，野菜を栽培するとの申請です。なお，高齢者面接の対象者ですが，地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして，10の64番は一ノ宮地区，申請地は長太旭町六丁目1755番35，登記地目・現況地目とも畑，面積は178㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお，新規営農者面接の対象者ですが，地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして，11の63番は箕田地区，申請地は林崎二丁目1072番，登記地目・現況地目とも畑，面積は259㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお，新規営農者面接の対象者ですが，地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして，15の77番は栄地区，申請地は郡山町1345番2，登記地目・現況地目とも畑，面積は379㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお，新規営農者面接の対象者ですが，地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして，15の78番は栄地区，申請地は郡山町1346番，登記地目・現況地目とも畑，面積は274㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお，新規営農者面接の対象者ですが，地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

議案書ページ変わりました3ページになります。16の69番は天名地区，申請地は御菌町4406番1外1筆，登記地目・現況地目は1筆が田で，もう1筆が畑，面積は合計4,229㎡です。取得後は水稻，野菜を栽培するとの申請です。

続きまして，22の66番は鈴峰地区，申請地は長澤町620番1外5筆，登記地目は1筆が原野で，残りが畑，現況地目はいずれも畑，面積は合計2,278㎡です。取得後は茶を栽培するとの申請です。

続きまして，23の61番は庄内地区，申請地は東庄内町549番1，登記地目・現況地目とも畑，面積は195㎡です。取得後は水稻，野菜，果樹を栽培するとの申請です。

なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

以上、申請件数は17件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第1号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

豊田委員

農家新規就農者面接の方がたくさん見えますが、鈴鹿市として新規就農者への支援を何かやっていますか。

事務局

新規就農者への支援につきまして、まず、資金面の支援としましては、国の補助金を活用しまして、就農後3年間、新規就農者に対しまして、年額150万を上限に支援をさせていただくという国の制度がございますので、そちらを活用しまして、新たに農業を始められた方に、支援をさせていただいています。また、農地につきましても、地区の農業委員さんにお手伝いいただきまして、農地を探していただいて耕作できる場所を紹介させていただいているところで、支援をさせていただいております。

豊田委員

3の62番の方は、60日しか農業をやっていませんが、補助の対象になりますか。

事務局

国の制度の補助金につきましては、5年後の目標で、年間農業所得が250万円を目指すことになっております。年間60日で、250万円を達成できるのか否かということになりますが、通常考えますと厳しいのかなというところで、補助の要件にはのってこないのかなと思います。

議長（鈴木秀会長）

よろしいですか。別段無いようでございますので、第1号議案は全員賛成で承認いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。議案書は4ページになります。20の8番は椿地区、申請地は山本町135番2外2筆、いずれも登記地目は畑、現況地目は樹園地、面積は合計10,640㎡です。取得後は茶

を栽培するとの申請です。なお、譲受人の農作業暦、通作距離、従事日数、保有農機具の状況は別表のとおりです。番号ごとに記載しておりますのでご参照ください。

以上、申請件数は1件、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。全員賛成でよろしいか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、第2号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明致します。議案書5ページ、及び別紙4ページ目の位置図をご覧ください。

番号23の10番は庄内地区、申請地は東庄内町北谷2929番外1筆、登記地目は畑、田がそれぞれ1筆・現況地目はともに宅地、合計面積は439.89㎡です。申請内容は、当該地を農業用倉庫用地とするものです。なお、平成24年頃から、同用途で利用している旨の始末書が提出されており、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、申請件数は1件、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第3号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。全員賛成でよろしいか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、第3号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明致します。議案書6ページ、及び別紙の位置図をご覧ください。

1の71番は国府地区、申請地は平野町315番外1筆、登記地目・現況地目とも田、

合計面積は2,002 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、1,118.58 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

3の66番は加佐登地区、申請地は高塚町1979番、登記地目・現況地目とも畑、面積は1,553 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、479.29 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

5の74番は石薬師地区、申請地は石薬師町2089番1、登記地目・現況地目とも畑、面積は250 m²です。申請内容は、当該地を個人住宅用地の一部（駐車場）とするものです。受人は、北側隣接地に居住しているが、駐車場が不足しているため、今般、新たに整備するものです。なお南側に面する道路の交通量が多く、敷地内での転回を想定しているため、駐車台数に比べて、若干転用面積が大きくなっております。農地区分は、第3種農地と判断されます。

6の77番は白子地区、申請地は寺家町760番、登記地目が田・現況地目は雑種地、面積は1,021 m²です。申請内容は、当該地を駐車場兼資材置場用地とするものです。受人は、白子町で土木工事業を営んでおりますが、平成20年頃から、申請の用途で利用している旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。なお、こちらは1,000 m²を超える案件の為、9月8日に現地確認を実施しています。

7の72番は稲生地区、申請地は稲生町5414番2外2筆、登記地目・現況地目とも田（一部登記地目・現況地目、畑）、合計面積は732 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、288.22 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

7の73番は稲生地区、申請地は稲生町5481番外3筆、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は1,004 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、391.77 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

10の70番は一ノ宮地区、申請地は北長太町1850番1、登記地目が田・現況地目が雑種地、面積は645 m²です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。受人は、隣地で工業用機械等の設計・製作業を営んでおりますが、工場増設に伴う人員増に対応するため、平成24年6月より、申請の用途で利用している旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

11の78番は箕田地区、申請地は上箕田一丁目2618番1外3筆、登記地目・現況地目とも田が2筆、畑が2筆、合計面積は2,867 m²です。申請内容は、当該地を駐車場及び運動場用地とするものです。受人は、申請地の北側で、児童養護施設を運営しておりますが、従前から駐車場が不足していたことに加え、子どもたちを遊ばせる運動場がなかったことから、今般新たに設置するものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。なお、こちらは1,000 m²を超える案件の為、9月8日に現地確認を実施

しています。

12の65番は玉垣地区，申請地は土師町1433番1，登記地目・現況地目とも畑，面積は254㎡です。申請内容は，当該地を資材置場用地とするものです。受人は，市内で建設業を営んでおりますが，土師町周辺での現場が増えたことから，今回同地に資材置場を設置するものです。農地区分は，第2種農地と判断されます。

13の76番は若松地区，申請地は若松西一丁目3099番，登記地目・現況地目とも畑，面積は243㎡です。申請内容は，当該地を駐車場兼資材置場用地とするものです。受人は，道路を挟んだ向かいの土地で工事業を営んでおりますが，今般，新たに駐車場兼資材置場を設置するものです。農地区分は，第3種農地と判断されます。

15の67番は栄地区，申請地は中瀬古町73番外2筆，登記地目・現況地目とも田（一部ともに畑），合計面積は686㎡です。申請内容は，当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は，339.69㎡です。農地区分は，第2種農地と判断されます。

15の68番は栄地区，申請地は郡山町6番1外4筆，登記地目・現況地目とも田，合計面積は1,061㎡です。申請内容は，当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は，391.77㎡です。農地区分は，第2種農地と判断されます。

15の69番は栄地区，申請地は郡山町西脇1208番1，登記地目・現況地目とも畑，面積は463㎡です。申請内容は，当該地を農家住宅用地とするものです。農地区分は，第2種農地と判断されます。

17の79番は合川地区，申請地は三宅町2032番1外3筆，登記地目が畑・現況地目が雑種地，面積は1,317㎡です。申請内容は，当該地を駐車場及び資材置場用地とするものです。受人は，道路を挟んだ向かいの土地で造園業を営んでおりますが，既に申請の用途で利用している旨の始末書の提出がありますことから，これを追認しようとするものです。農地区分は，第2種農地と判断されます。なお，こちらは1,000㎡を超える案件の為，9月8日に現地確認を実施しています。

23の75番は庄内地区，申請地は東庄内町3891番1外1筆，登記地目・現況地目とも畑，面積は964㎡です。申請内容は，当該地を駐車場用地とするものです。受人は，隣地で金属製品の製造を行っているが，工場新設計画に伴うトラック等の動線の変更により，既存の従業員駐車場が減少することから，新たに当該地を従業員用駐車場として確保するものです。農地区分は，第2種農地と判断されます。

以上，申請件数は15件，農地法第5条第2項各号には該当しないため，許可要件の全てを満たしていると考えます。また，書類審査及び地区委員会による審査の結果，申請については特に問題のないものと判断していますので，ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今，事務局から説明がありました第4号議案につきまして，何かご意見ご異議

ございませんか。全員賛成でよろしいか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、第4号議案は全員賛成で承認といたします。

続きまして、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について説明致します。議案書9ページ、及び別紙の位置図をご覧ください。

番号6の21番は白子地区、申請地は白子町3318番3、登記地目・現況地目とも田、合計面積は393㎡です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。

受人は、隣地で美容室を営んでいるが、来客数の増加に伴い、駐車場が不足したことから、平成16年頃より、申請の用途で利用している旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号20の20番は椿地区、申請地は山本町1159番1、登記地目・現況地目とも畑、面積は395㎡です。申請内容は、当該地を農家住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号22の22番は鈴峰地区、申請地は長澤町1579番2、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は186㎡です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。

受人は同地で運送業を営んでいるが、今般事業拡大によるトラックの増車に伴い、既存の駐車スペースでは不足することから、新たに当該地を従業員用駐車場として確保するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、申請件数は3件、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第5号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。全員賛成でよろしいか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、第5号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、第6号議案 農用地利用集積計画について事務局より説明いたします。

事務局

第6号議案 農用地利用集積計画について、別冊の農用地利用集積計画書により説明します。

計画書1ページ目1番は、国府地区で米30kgの物納です。

2ページ目2番から4番は、加佐登地区です。2番は、使用貸借です。3番及び4

番は、20,000 円の金納です。

3 ページ目 5 番は、石薬師地区で使用貸借です。

4 ページ目 6 番は、白子地区で米 15 kg の物納です。

5 ページ目 7 番及び 8 番は、稲生地区で中間管理機構を通した使用貸借です。

6 ページ目 9 番は、飯野地区で 10,000 円の金納です。

7 ページ目 10 番から 12 番は、河曲地区です。10 番は、使用貸借です。11 番は、米 30 kg の物納です。12 番は、米 40kg と 50 kg の物納です。

8 ページ目 13 番及び 14 番は、玉垣地区です。13 番は、米 10 kg の物納です。

14 番は、米 60kg の物納です。

9 ページ目 15 番から 17 番は、合川地区で米 30 kg の物納です。

10 ページ目 18 番は、井田川地区で米 60kg の物納です。

11 ページ目 19 番は、久間田地区で 1,000 円の金納です。

12 ページ目 20 番から 25 番、13 ページ目 26 番から 30 番は、椿地区です。20 番から 25 番は、使用貸借です。26 番は、7,390 円の金納です。27 番は、7,700 円の金納です。28 番から 30 番は、10,000 円の金納です。

14 ページ目 31 番は、深伊沢地区で使用貸借です。

15 ページ目 32 番から 34 番、16 ページ目 35 番及び 36 番は、鈴峰地区です。32 番及び 33 番は、使用貸借です。34 番から 36 番は、5,000 円の金納です。

17 ページ目 37 番から 39 番は、庄内地区です。37 番は、使用貸借です。38 番は、10,000 円の金納です。39 番は、4 筆合計で 70,000 円の金納です。

以上の内容については、従事日数など、令和 5 年 4 月 1 日改正による農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定に基づく改正前の同法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。また、すべてで権利関係者が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。なお、附則第 5 条には、施行後 2 年間は従前の例によることができる旨規定されていることを申し添えます。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 6 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。全員賛成でよろしいか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、第 6 号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第 7 号議案 農用地利用集積計画訂正の承認について、事務局より説明いたします。

事務局

第 7 号議案 農用地利用集積計画の訂正について、別紙の農用地利用集積計画訂正の承認により説明いたします。

地区は若松地区で、承認総会は令和5年8月です。申出の種類は、基盤強化法に基づく申出で、利用権の設定です。訂正理由としましては、本来、令和5年8月17日の総会以降の日付で契約しなければいけないところ、前契約の終期から継続した日付で設定したため、今回の議案のとおり契約年月日のみ訂正するものです。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第7号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。全員賛成でよろしいか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、第7号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項1から11につきまして一括して事務局より説明いたします。

事務局（議案書説明）

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項1から11の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告といたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。

山中委員

相続税の納税猶予について、期間は何年ですか。

事務局

資料が手元にございませませんが、亡くなるまでです。

山中委員

以前は、20年と聞いておるのですが、税法が変わったんじゃないですか。

事務局

最近だいぶ変わってきてまして、案件によっては20年もあるのですが、基本的にはそのまま農地を守っていただくという要件もありますので、必ず20年ということではないです。

山中委員

たしかエンドレスと聞いています。また、調べておいてください。

議長（鈴木秀会長）

よろしいですか。はい。

森田委員

非農地証明願いですが、現況が宅地ということで、登記上は畑か田ということですね。

事務局

はいそうです。おっしゃる通り、登記地目が農地のものについて、現況20年以上

前から農地でないような状態である、たとえば、家が建っているとか駐車場になっているとか、客観的に証明できるものを添付して申し出ていただくと、非農地証明を発行させていただきます。その証明で登記地目を変えることができます。以上が制度です。

森田委員

20年ぐらい前に無断転用していても認められるということですか。

事務局

前回の総会の場合でも同様の質問をいただきましたが、おっしゃる通りです。ただ、農用地につきましては、この制度は適用されませんので、農用地以外の農地であれば認められます。

議長（鈴木秀会長）

他によろしいですか。

事務局

先ほどの納税猶予の件ですが、資料が出てきましたので、20年のものと終身の2種類あります。次回資料をお配りしますので、よろしくをお願いします。

議長（鈴木秀会長）

他によろしいですか。

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

続きまして、議事第2 農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取について、事務局より説明いたします。

事務局

最初に資料確認をさせていただきます。お手元に、変更予定地一覧表及び位置図、そして、資料1「農業振興地域・農用地区域概念図」、資料2「農振除外の5要件について」、資料3「農用地区域として定める土地について」をお配りしておりますのでご確認ください。それでは、説明をさせていただきます。鈴鹿市農業振興地域整備計画の変更について、でございます。

本市では、「農業振興地域の整備に関する法律」の規定に基づき、鈴鹿市農業振興地域整備計画を策定しており、当該計画の中で将来にわたって「農用地等として利用すべき」土地として積極的に保護する区域を「農用地区域」として指定しております。農振法第13条第1項の規定により、市町村は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、農業振興地域整備計画を変更しなければならないこととなっており、また、農振法施行規則第3条の2第2項の規定により準用する同条第1項の規定により、農業振興地域整備計画の変更を行うに当たっては農業委員会の意見を聴くこととなっております。別添変更予定地一覧をご覧ください。土地所有者等からの申出により、今回は9件の変更を予定しております。

番号1については、農振法第10条第3項の要件に該当しないことによる農用地区域からの除外でございます。農振法第10条第3項各号の要件を満たすものとして、農用地区域に含められた土地が、その後当該要件を満たさなくなった場合、市町村の判断により農用地区域から除外することができます。なお、農振法第10条第3項各号の要件につきましては、お手元の資料3「農用地区域として定める土地について」をご覧ください。再び変更予定地一覧にお戻りいただき、番号1について、説明します。地区は、加佐登地区。所在地は、広瀬町1449番23外2筆。登記地目は、雑種地。除外面積は、757㎡。本件については、農振法第10条第3項第1号ないし、同項第5号の規定により農用地区域として指定された土地でございますが、鈴鹿市農業振興地域整備計画が策定された昭和49年3月以前の、昭和46年2月から、登記地目が雑種地となっております。また、申出地は農地法上の農地ではなく、農地台帳にも記載されておらず、また申出人の申出から、将来にわたって農地として利用される見込みもないことを確認していることから、農振法第10条第3項の各要件を満たさず、農用地区域から除外するものでございます。

続いて、番号2について、でございます。番号2は、農振法第13条第2項各号の要件を満たす土地について、農用地区域から除外するものでございます。農用地区域からの除外とは、農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う変更であり、農振法第13条第2項各号の規定をすべて満たした場合に限り変更することができます。農振法第13条第2項各号の要件につきましては、資料2「農振除外の5要件について」をご覧ください。再び変更予定地一覧にお戻りいただき、番号2について、説明します。地区は、加佐登地区。所在地は、広瀬町884番1外7筆。登記地目は、田及び畑。除外面積は、9,410㎡。除外理由は、資材置場等でございます。本件除外の目的につきましては、既存工場の経営規模拡大による、敷地面積の増加の為、でございます。事業開始当初と比較すると、超大型工作機械を導入並びに製品数及び資材量が約3倍に増加したことにより、既存の敷地内でのストックヤード及びトレーラーの待機所等が不足していることから、本件除外を申し出ているものでございます。既存敷地の隣地であることが必要であると認められるため、申出地以外をもって代替することは困難である、と判断します。申出地は農用地区域の辺縁部に位置しており、また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が耕作している土地ではなく、利用集積の予定もございません。土地改良事業等の完了年度の翌年度から8年未経過の土地には該当しておらず、関係部署への照会により他法令の許認可等の見込みがあることを確認しております。事業実施に当たり、外周は境界に余裕をもって緑地帯を形成し、境界杭で区分します。雨水排水につきましては、自然浸透及び地盤面に傾斜をつけることにより付近の側溝へ排水します。以上より、農振法第13条第2項各号の要件を満たすため、農用地区域から除外しようとするものでございます。

続いて、番号3について、でございます。番号3は、農振法第13条第2項各号の要件を満たす土地について、農用区域から除外するものでございます。地区は、牧田地区。所在地は、算所町803番外9筆。登記地目は、田。除外面積は、16,780㎡。除外理由は、特別養護老人ホーム施設用地です。本件につきましては、既存建物の老朽化が進み、改修工事ができない箇所が多数あり、早急に建替え及び土地の移転が必要となっていることから、除外を申し出るものでございます。既存施設からの距離等を考慮し、事業計画と同規模の敷地が確保できるのは申出地以外にはないことから、申出地以外の土地をもって代替えすることが困難であると判断します。本件については、農用区域の辺縁部に位置しており、また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が耕作している土地ではなく、利用集積の予定もございません。土地改良事業等の完了年度の翌年度から8年未経過の土地には該当しておらず、関係部署への照会により他法令の許認可等の見込みがあることを確認しております。申出地内の外周に新設側溝を設置し、隣接農地に雨水等の流出がないように施行します。汚水の処理については、北側の公共下水道へ放流します。以上より、農振法第13条第2項各号の要件を満たすため、農用区域から除外しようとするものでございます。

続いて番号4についてでございます。番号4については、農振法第10条第3項の要件に該当しないことによる農用区域からの除外でございます。地区は、石薬師地区。所在地は、上田町1798番2及び1799番2。登記地目は、山林。除外面積は、1,395㎡でございます。本件については、農振法第10条第3項第1号ないし、同項第5号の規定により農用区域として指定された土地でございますが、鈴鹿市農業振興地域整備計画が策定された昭和49年3月以前から、登記地目が山林となっております。また、当該地は農地法上の農地ではなく、農地台帳にも記載されておらず、また申出人の申出から将来にわたって農地として利用される見込みもないことを確認していることから、農振法第10条第3項の各要件を満たさず、農用区域から除外するものでございます。

続いて、番号5についてでございます。番号5は、農振法第13条第2項各号の要件を満たす土地について、農用区域から除外するものでございます。地区は、鈴峰地区。所在地は、長澤町897番1の一部。登記地目は、田。除外面積は、503.86㎡。除外目的は、農家住宅を建築するためでございます。申出人は現在賃貸物件にて生活をしていますが、除外予定月から1年以内に農家住宅を建築する予定があり、事業面積が1,000㎡以内、建ぺい率22%以内の計画であることから、必要性及び緊急性があると判断するものです。申出者及び家族等の土地の所有状況を確認し、申出地以外に代替地がないことについて確認をしております。本件については、農用区域の辺縁部に位置しています。申出地について、現在、農用区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者が耕作していますが、解約の合意が取れており、当該耕作者の農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められます。また、土地改良事

業等の完了年度の翌年度から 8 年未経過の土地には該当しておらず、関係部署への照会により他法令の許認可等の見込みがあることを確認しております。計画予定地の外周を擁壁し隣地への土砂流出を防ぎ、汚水については、農業集落排水に接続して処理する予定でございます。以上より、農振法第 13 条第 2 項各号の要件を満たすため、農用地区域から除外しようとするものでございます。

続いて番号 6 について、でございます。番号 6 は、農振法第 13 条第 2 項各号の要件を満たす土地について、農用地区域から除外するものでございます。地区は、庄内地区。所在地は、東庄内町 3795 番 3 外 1 筆。登記地目は、畑。除外面積は、1,241 m²。除外目的は、保育園施設用地の敷地増しでございます。本件については、現在申出地の隣地に既存の保育園が設置されていますが、設置された当初と比べ、受入れ園児の数が増加したこと、また、新たに園庭開放を行うことになったことから、既存敷地内での対応が難しく、本件除外を申し出るものでございます。既存施設の敷地増しであることから、隣地である必要性が認められ、申出地以外をもって代替えることは困難であると判断します。本件については、農用地区域の辺縁部に位置しており、また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が耕作している土地ではなく、利用集積の予定もございません。土地改良事業等の完了年度の翌年度から 8 年未経過の土地には該当しておらず、関係部署への照会により他法令の許認可等の見込みがあることを確認しております。申出地については、現在既に園庭として利用がされており新たな工事等が発生しないこと、また、現状農振法第 3 条第 3 号の施設の有する機能に支障を及ぼす恐れがないことについて、地区農業委員会に確認をしていることから、農振法第 13 条第 2 項各号の要件を満たすため、農用地区域から除外しようとするものでございます。

続いて番号 7 及び 8 につきましては、要件が同じになることから、まとめてご説明させていただきます。番号 7 及び 8 については、農振法第 10 条第 3 項の要件に該当しないことによる農用地区域からの除外でございます。7 については、地区は、庄内地区。所在地は、東庄内町 2671 番外 2 筆。登記地目は、原野。除外面積は、1,738 m²でございます。8 については、地区は、庄内地区。所在地は、西庄内町 3288 番外 1 筆。登記地目は、原野。除外面積は、2,502 m²でございます。本件については、農振法第 10 条第 3 項第 1 号ないし、同項第 5 号の規定により農用地区域として指定された土地でございますが、「農地法の運用について」の制定について第 4 の (3) の規定に基づき、農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当しないと判断された土地でございます。また、申出地は農地法上の農地ではなく、また申出人の申出から将来にわたって農地として利用される見込みもないことを確認していることから、農振法第 10 条第 3 項の各要件を満たさず、農用地区域から除外するものでございます。

続いて、番号 9 についてでございます。番号 9 は、農振法第 13 条第 2 項各号の要件を満たす土地について、農用地区域から除外するものでございます。地区は、石巻

師地区。所在地は、石薬師町 2029 番 1 外 5 筆。登記地目は、田。除外面積は、3,727 m²。除外理由は、保育園施設用地です。本件につきましては、既存建物の老朽化が進み、早急に建替え及び土地の移転が必要であることから、除外を申し出るものでございます。既存施設からの距離等を考慮し、事業計画と同規模の敷地が確保できるのは申出地以外にはないことから、申出地以外の土地をもって代替えることは困難であると判断します。本件については、農用地区域の辺縁部に位置しており、また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が耕作している土地ではなく、利用集積の予定もございません。土地改良事業等の完了年度の翌年度から 8 年未経過の土地には該当しておらず、関係部署への照会により他法令の許認可等の見込みがあることを確認しております。申出地内の外周を擁壁で区分し、隣接農地に土砂流出のない施工をします。汚水の処理については、合併浄化槽で適正処理し放流します。以上より、農振法第 13 条第 2 項各号の要件を満たすため、農用地区域から除外しようとするものでございます。

なお、上記 9 件につきましては、事前に地区の農業委員会からご承認をいただいております。

議案説明は以上でございます、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました議事第 2 につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。はい、どうぞ。

豊田委員

加佐登の 1 番ですが、これ今売りに出ているんです。1 反の土地で、家が建っている反対側が、草と木ですごかったんですが、この間見たときは、売りに出ている関係で更地になっていました。ここは大体、この地域の人々の隠居の家を建てる土地なんです。何十年も前に、農業委員がここを他所の人に許可した訳なんです。4 軒ぐらいに。これが今、草や木に覆われて、雑種地になっています。これは農業委員の責任だと思います。

もう 1 つ、2 番ですが、これは大きな工場なんです。資材置き場は、別にいいんです。最初に工場を建てて、その後建て替えて、3 階建ての大きいのが畑の真ん中に立っていて、道路を隔てて東側の田畑は、朝日が当たった後は日が当たりません。だから大豆を栽培していても発育が悪い。これも農業委員の責任。やっぱり、私たちは、もっと自覚をもって許可していかないと。また、今問題の太陽光、農業委員をやっていて「いいのかな」と思います。だから責任をもってやってもらいたいと思います。

事務局

1 番について説明をさせていただきます。既存の宅地の部分、家が建っている部分は、今回の除外の対象外になっています。位置図を付けさせていただいておりますが、白く抜けている部分が宅地の部分です。今回規制を外すのは、宅地以外の雑種地の部

分になります。制度的には、昭和 46 年以前は畑として登記されていましたが、その後、登記地目が雑種地になっています。雑種地になった後に、農振法という法律の中で、農地でない土地に規制区域として規制を付け続けていますので、今回、除外ということになっています。

2 番につきましては、工場が 3 階建てで、周りへの日当たりのご指摘です。今回の審査の対象からは外れますが、そういったことも含めて、転用に当たっては審査をしていく必要があるというご意見ありがとうございます。

議長（鈴木秀会長）

よろしいですか。

豊田委員

はい。

議長（鈴木秀会長）

他にありますか。

市川委員

資料 1 の中で、3 番牧田で特別養護老人ホーム施設用地とか、9 番石薬師で保育園施設用地とあります。生活雑水といいますか、下水ですね。私の石薬師地区の上田で、施設が 2 つあります。その施設の排水は、椎山川という川に落ちています。例えば、一方の施設からは、お風呂の水がすごい勢で出てきて、排水の水路にドロが溜まらないぐらいきれいに流れて、椎山川に落ちていきます。そういう場合、水質の基準とか、どこでだれが測って合格とか、良く分からないのですが、椎山川の水は下の方で農業用水となっています。生活雑水を農業用水として再利用して、お米を作っても大丈夫なのかと日ごろ危惧していますが、どうなのでしょう。

事務局

ご意見いただきありがとうございます。基本的には我々の許可のところでもチェックはしますし、建物を建てる場合ですと、開発ということで都市計画法の縛りも出てきて、そちらでもチェックがかかります。ただ、たぶん今おっしゃって見えるのは、公共下水道とか集落排水に流すのではなくて、おそらくその施設さんが持ってみえる合併浄化槽を通して排水されるという場合で、基準に従った物を設置していただければ、許可はしていくことになります。ただ、合併浄化槽の難しいところは、施設の管理というのは、施設の所有者ということになりますので、その方がきちんとメンテナンスをされたり、更新されたりすればいいんですけども、どうしても古い施設を無理して使ったりする場合は、そういうところが出てきたりしますので、場合によっては、お調べして何か出来ることがあるかもしれません。また案件が出ましたら、お知らせいただきましたら、事務局の方でそれぞれの部署の方へ、確認はさせていただきますのでよろしくお願いします。

議長（鈴木秀会長）

よろしいですか。

市川委員

はい。

議長（鈴木秀会長）

ほかに。はい。

阪田委員

ちょっと教えてください。農業振興地域・農用地区域は市ホームページで公表されていますが、今回変更が決まったらどれくらいで更新されますか。

事務局

市ホームページにつきましては、年1回の更新となっており、だいたい今の時期になっています。除外されるのが年2回ございまして、1月と7月ごろになりますので、7月に除外されると約2月後に市ホームページに掲載され、1月に除外されると半年から8か月後に市ホームページに掲載されます。今回除外されたものは約1年後に市ホームページに掲載されます。

議長（鈴木秀会長）

他にありますか。全員賛成でよろしいか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、議事第2は、全員賛成で承認いたします。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。